

令和4年度札幌市食品衛生監視指導計画（案） に対する市民意見募集結果

令和4年度札幌市食品衛生監視指導計画（案）に対する市民の皆様からのご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方について公表いたします。

意見募集結果の概要

1 意見募集期間

令和4年2月9日（水）～令和4年3月10日（木）

2 意見提出者数と件数

3名、7件

3 意見の内訳

(1) 提出者の住所別

住所	市内	市外	不明	合計
人数	3	0	0	3

(2) 提出方法別

提出方法	郵送	持参	FAX	電子メール	合計
人数	0	0	1	2	3

(3) 意見の内容別

項目	件数
I 札幌市の食品衛生関連施策と監視指導計画	0
II 監視指導計画の実施体制	0
III 令和4年度重点実施事項	3
IV 取組1 監視・指導の実施	1
V 取組2 事業者の自主的取組の推進	1
VI 取組3 市民、事業者への情報提供と意見交換	2
VII 取組4 食品衛生に関する人材の育成と資質の向上	0
合計	7

ご意見の概要と札幌市の考え方 (ご意見の内容は、趣旨が変わらない程度に一部要約しております)

I 札幌市の食品衛生関連施策と監視指導計画

ご意見等はありませんでした。

II 監視指導計画の実施体制

ご意見等はありませんでした。

III 重点実施事項

No.	ご意見	札幌市の考え方
1	スーパーの鮮魚、精肉コーナーでの「アニサキス」、「カンピロバクター」等の注意表示は店舗によってバラバラのように感じる。保健所から適切な注意表示の指導をしてはどうか。	ご意見は、今後の施設への監視指導を行う際の参考とさせていただきます、事業者に対して、引き続き、必要な指導を行ってまいります。
2	HACCP に沿った衛生管理の導入率と今期の目標値が知りたい。	法改正により、原則、全ての事業者は「HACCP に沿った衛生管理」を導入することが制度化されております。導入率についての目標値は設定しておりませんが、施設への立入時にその実施状況を確認し、不備があった場合には適宜指導をしてまいります。
3	持ち帰りや宅配サービスをする飲食店への監視・指導について、飲食店向けに注意喚起や指導を行うとあるが、デリバリーを請け負う事業者は対象に含まれるか。対象とならないのであれば何らかの啓発があっても良いと思う。	食品の宅配事業者は、従前から行われている「出前」と同等の行為であるものと考えております。監視指導計画の中には具体的な指導内容を記載しておりませんが、ホームページ等で食品の配達代行サービスを行う方々へ向けた注意喚起を進めるなど、引き続き、啓発・指導を行ってまいります。

IV **取組 1** 監視指導の実施

No.	ご意見	札幌市の考え方
4	市販されている食品中に有毒な物質が含まれているとするブログがある。	インターネット上に掲載されている情報の取扱いについては、情報源の信頼性等を考慮して慎重に判断する必要があります。御提供いただいた物質の情報につきましては、現時点で厚生労働省や食品安全委員会から類似する情報やその物質への対応に関する通達等はございませんが、今後の国の動きを注視しながら、必要に応じて対応してまいります。

V **取組2** 事業者の自主的取組の推進

No.	ご意見	札幌市の考え方
5	HACCP に沿った衛生管理の導入と札幌市食品衛生管理認証制度は、今後どのようにつながっていくのか。	法改正により制度化された「HACCP に沿った衛生管理」は、各施設の衛生管理方法について、事業者自身が HACCP の考え方に沿って計画を作成し、実行する自主的取組です。札幌市食品衛生管理認証制度は、その自主的取組を第三者機関が評価・認証する制度となっており、認証を受けた施設については、事業者自身や行政が PR することができます。事業者が HACCP への対応を進める中で、本制度を活用し、レベルアップした衛生管理ができるよう、制度の普及に務めてまいります。

VI **取組3** 市民、事業者への情報提供と意見交換

No.	ご意見	札幌市の考え方
6	令和4年度のさっぽろ食の安全・安心モニター事業の実施予定を知りたい。	令和4年度の本事業に関しては、新型コロナウイルス感染症の流行状況により事業の実施が困難になることが予想されますが、今後の感染対応の状況に応じて再開に向けた検討を進めてまいります。なお、食品の取扱いなどに関し、お気づきの点やお問合わせ、御相談は、営業施設のある各区保健センター及び保健所で受け付けております。
7	市民向け講習会について、オンライン、オンデマンド等での講習を期待する。また、ちえりあ等の市関連機関を有効活用し、市民啓発の講習を開催してはどうか。	新型コロナウイルス感染機会の低減等から、集合型の講習会については多くが中止となっておりますので、オンライン形式など、様々な手法を用いた、効果的な啓発方法について検討してまいります。

VII **取組4** 食品衛生に関する人材の育成と資質の向上

ご意見等はありませんでした。

SAPPORO

お問い合わせ

札幌市保健福祉局保健所食の安全推進課（中央区大通西19丁目WEST19ビル3階）

TEL 011-622-5170

札幌市食の安全ホームページ

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/shoku/>

市政等資料番号 02-F06-21-2360
